入湯税と使い道

入湯税については、地方税法第 701 条の規定により「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）」に要する費用へ充てる目的税であり、令和 7 年度京極町一般会計決算における入湯税の充当状況については、下記のとおりです。

入湯税の使途状況

令和 7 年度入湯税決算額 13,409 千円。事業区分「環境衛生施設の整備」。事業名「じん芥・環境衛生施設管理委託料等」。事業費 123,268 千円に充当しました。